

# 山口県報

令和3年  
3月30日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………一
- 山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………二
- 知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則（学事文書課）……………三
- 山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）……………三
- 訓令  
山口県公印規程の一部を改正する訓令（学事文書課）……………三



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四十六号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総合企画部の部情報企画課の項を削り、同部に次のように加える。

タジデ	デジタル 政策課	調整班 企画班
-----	-------------	---------

局進推ル	デジタル メント・ガ バ	行政DX推進班 ネットワーク班 システム班
------	--------------------	-----------------------

第九条第一項の表総合企画部の部市町課の項の次に次のように加える。

課策政ルタジデ	一 情報通信技術の活用に関する施策の企画、調整及び推進に すること。 二 高度情報化の推進に関すること。 三 官民データ活用に関すること。
---------	--

第九条第一項の表総合企画部の部情報企画課の項中「情報企画課」を「デジタル・ガバメント推進課」に改め、第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 情報通信技術を活用した行政の推進に関すること。

第九条第一項の表観光スポーツ文化部の部観光プロジェクト推進室の項中「観光プロジェクト推進室」を「観光プロモーション推進室」に改め、同表土木建築部の部道路建設課の項第五号中「有料道路の」を「広域的な道路の整備に関する」に改め、同項第六号を削り、同部住宅課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百七十五条の五の表山口県立おのだサッカー交流公園の項を削る。  
第二百四十九条の表下関土木建築事務所の中

工務第二課	工務第一班 工務第二班	を
-------	-------------	---

工務第二課	工務第一班 工務第二班	に改める。
-------	-------------	-------

第二百五十条第一項の表建築住宅課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、同表港湾課の項の次に次のように加える。

ダム建設課	一 ダム及びその関連施設の建設工事の調査及び企画に関すること。 二 ダム及びその関連施設の建設工事の設計及び施行に関すること。
-------	--

三 補償工事の調査、設計及び施行に関すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十七号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号ト中「記名押印」を「記名」に改める。

第三十一条第一項第一号キ中「第十八条の十五第一項本文」を「第十八条の十七第一項」に改め、同号ユ中「クからマ」を「ヤからケ」に改め、同号中ユをメとし、アからキまでをサからユまでとし、同号テ中「若しくは受注者、自主施工者、特定工事を施工する者」を、「元請業者、自主施工者若しくは下請負人」に、「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは」を、「解体等工事に係る建築物等、」に改め、「現場」の下に「若しくは解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場」を加え、同号テを同号アとし、同号エ中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「ク又はヤ」を「ヤ又はマ」に改め、同号エを同号テとし、同号コ中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「ク又はヤ」を「ヤ又はマ」に改め、同号コを同号エとし、同号フ中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に、「第十八条の二十七」を「第十八条の三十二」に改め、同号フを同号コとし、同号ケ中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に、「ク又はマ」を「ヤ又はケ」に改め、同号ケを同号フとし、同号マ中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に、「ク又はヤ」を「ヤ又はマ」に改め、同号マを同号ケとし、同号ヤ中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同号ヤを同号マとし、同号ク中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同号クを同号ヤとし、同号オ中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に、「を施工する者」を「元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に改め、同号オを同号クとし、同号ノ中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第

二項」に、「第十八条の十五第一項本文」を「第十八条の十七第一項」に改め、同号中ノをオとし、オの次に次のように加える。

ノ 法第十八条の十八第一項の規定に基づき、法第十八条の十七第一項の規定による届出をした者に対し、法第十八条の十九各号に掲げる措置を行うことを命ずること。

第三十一条第二項第十三号イ中「第二十七条第一項（法第二十九条第二項）を「第六十一条第一項（法第六十三条第二項）」に、「第二十六条」を「第四十三条」に改める。

第三十六条第一号ロ中「第三条」を「第五条」に改め、同号ハ中「第四条第二項」を「第六条第二項」に改め、同号ニ中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号ホ中「第五条第三項」を「第七条第三項」に改め、同号ヘ中「第六条」を「第八条」に改め、同号ト中「第七条」を「第九条」に改め、同号チ中「第八条」を「第十条」に改め、同号リ中「第九条」を「第十一条」に改め、同号ヌ中「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号ル中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条第二号ハ中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三十七条の二第二項第二号ト中「記名押印」を「記名」に改める。

第五十四条第七項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第六十条第一号中ワをカとし、ヲを削り、ルをワとし、チからヌまでをヌからヲまでとし、ヌの前に次のように加える。

リ 条例第十条第一号の規定に基づき、爆発物等を携帯し、又は運搬することを許可すること。

第六十条第一号中トをチとし、イからヘまでをロからトまでとし、ロの前に次のように加える。

イ 地方自治法施行令第七十一条の六の規定に基づき、着陸料等の全部又は一部の徴収を猶予すること。

第六十六条第一項第一号中チを削り、リをチとし、ヌからヲまでをリからルまでとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 会計規則第八十四条第二項（会計規則第八十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、入札保証金等の受入れを確認し、納入から入札保証金等を収納すること。

第六十六条第二項第一号ソ及び第六十九条第二号(ロ)中「受領印を徴し」を「氏名を記載し」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十八号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表行政書士試験の成績の項の次に次のように加える。

職員採用選考の成績（情報職の採用に係るものに限る。）	合格発表の日から一年	総合企画部デジタル・ガバメント推進課
----------------------------	------------	--------------------

別表車両系建設機械運転技能講習修了試験の成績の項の次に次のように加える。

不整地運搬車運転技能講習修了試験の成績	合格発表の日から一月	山口県農林総合技術センター
---------------------	------------	---------------

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十九号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「山口県教育庁」の下に「（山口県乳幼児の育ちと学び支援センターを除く。）」を加え、同条第四号中「第三条第二号」の下に「に規定する出先機関及び同条第三号」を加え、「じ及び」を「じ並びに」に改める。

第八十六条第五項及び第九十一条第三項中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。



### 山口県訓令第9号

庁中一般  
各出先機関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一局長印の項中	二 子ども政策課長 会計課長	一個 一個	を
------------	----------------------	----------	---

デジタル政策課長 三 子ども政策課長 会計課長	一個 一個 一個	に改め、同表課長印の項中「六三」を「六四」
----------------------------------	----------------	-----------------------

に、「六〇課長」を「六一課長」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式から別記第五号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日  
印刷  
令和三年三月三十日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
山口市